

理事及び監事に対する報酬等の支給の基準について

公益社団法人全国柔整鍼灸協会

- ・ 定款第 26 条の定めにより無報酬とする。

定款条文抜粋

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。